

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案
新旧対照条文

◎障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四十三条第三項及び第四十五条の二第四項の政令で定める数）</p> <p>第十条 法第四十三条第三項及び第四十五条の二第四項（法第四十五条の三第五項、第四十六条第二項、第五十条第三項、第五十四条第四項及び第五十五条第三項並びに法附則第四条第八項において準用する場合を含む。）の政令で定める数は、一人とする。</p>	<p>（法第四十三条第三項及び第四十六条第二項の政令で定める数）</p> <p>第十条 法第四十三条第三項及び第四十六条第二項（法第五十条第三項、第五十四条第四項及び第五十五条第三項並びに法附則第四条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める数は、二人とする。</p>